

認定コンストラクション・マネジャー資格制度規程

- 第 1 章** **総 則**
第 1 条 (目的)
第 2 条 (資格制度)
第 3 条 (資格委員会)
第 4 条 (適用範囲)
- 第 2 章** **認定コンストラクション・マネジャー資格試験**
第 5 条 (資格試験)
- 第 3 章** **認定コンストラクション・マネジャー資格**
第 6 条 (資格の認定)
第 7 条 (資格の抹消)
- 第 4 章** **認定コンストラクション・マネジャー資格登録手続き**
第 8 条 (資格登録)
第 9 条 (登録証の有効期間)
- 第 5 章** **認定コンストラクション・マネジャー資格登録更新制度**
第 10 条 (資格登録更新制度の目的)
第 11 条 (CPD 制度)
第 12 条 (CPD 研修手帳と CPD 更新手続き)
第 13 条 (CPD 単位認定小委員会)
第 14 条 (CPD 審査小委員会)
第 15 条 (登録証の失効、事前申請、再申請)
第 16 条 (登録証の再交付)
第 17 条 (登録証の返納)
- 第 6 章** **個人情報保護**
第 18 条 (個人情報の保護)

附 則

1. 実施日
2. 変更日
3. SCCMJ
4. 認定コンストラクション・マネジャー資格再登録に関する特例措置
(2017年6月1日改定)
5. CPD 研修期間の見直しに係る移行措置 (2017年6月1日改定)

認定コンストラクション・マネジャー資格制度規程

第1章 総 則

第1条（目的）

この制度は、日本コンストラクション・マネジメント協会（以下「日本 CM 協会」という。）が、「CM 方式」の普及を通じて「健全な建設生産システムの再構築」と「倫理観をもったプロフェッショナルの育成を図ること」を目標として、「CM 方式」の担い手となるコンストラクション・マネジャー（以下「CM r」という。）を認定する資格制度をいう。

第2条（資格制度）

日本 CM 協会が認定するCMrの資格制度を認定コンストラクション・マネジャー資格制度と呼び、CM 業務をなしうる者を知識および能力試験で選定し、資格登録を受けた者に登録証を交付して、認定コンストラクション・マネジャー（CCMJ：Certified Construction Manager of Japan）（以下「CCMJ 資格者」という。）とする。

第3条（資格委員会）

日本 CM 協会の資格制度に関する規程の策定、管理、運営をするために、日本 CM 協会は、資格委員会を設置する。資格委員会は以下の業務を行なうものとする。

- (1) 日本 CM 協会本部内に資格委員会を設置する。
- (2) 資格委員会の委員は、日本 CM 協会会員（会員以外の参画も可）から選定し、委員長を選任する。委員数は8名程度とし、任期は2年、一部改選とする。
- (3) 資格委員会は次の業務を行なうものとする。
 - ① CCMJ 資格者の資格試験制度に関する事項
 - ② CCMJ 資格者の資格登録制度に関する事項
 - ③ CCMJ 資格者の資格登録更新に関する事項

第4条（適用範囲）

本規程は、CCMJ 資格者に適用する。

第2章 認定コンストラクション・マネジャー資格試験

第5条（資格試験）

日本 CM 協会が実施する CCMJ 資格者の資格試験には、認定コンストラクション・マネジャー（CCMJ：Certified Construction Manager of Japan）と認定アシスタント・コンストラクション・マネジャー（ACCMJ：Assistant Certified Construction Manager of Japan）の2つの資格試験がある。

表1 資格試験の種別

CCMJ 資格試験	建設のプロフェッショナルとしての実務経験を有する者に対して、日本 CM 協会の実施する知識試験と能力試験に合格し、CM 業務をなしうる者
ACCMJ 資格試験	応募者に対して、CCMJ と同様の知識試験を実施して合格し、CM 業務を行なうために必要な知識を有するもの

第3章 認定コンストラクション・マネジャー資格

第6条（資格の認定）

日本 CM 協会が実施する CCMJ の資格試験において合格し、合格証の有効期間中に資格登録手続きを行い、審査・受理し、登録が認められ、認定コンストラクション・マネジャー（CCMJ）登録証の交付を受けた者、また CCMJ 登録証の有効期間中に資格更新手続き（CPD 研修）を行い、審査・受理し、資格更新が認められ、CCMJ 登録証の交付を受けた者を「CCMJ 資格者」と認定する。

第7条（資格の抹消）

CCMJ 資格者が CCMJ 登録証の有効期間において、何らかの理由により日本 CM 協会の会員を「退会」、「資格の喪失」、または「除名」となった場合（日本 CM 協会定款：第10条、第11条、第12条）、または資格者が死亡した場合、CCMJ 登録証は無効となり、CCMJ 資格は「抹消」となる。

第4章 認定コンストラクション・マネジャー資格登録手続き

第8条（資格登録）

CCMJの試験合格者は、CCMJ資格を取得するために合格証の有効期間（約2年間）以内に、資格登録手続きを行なわねばならない。

資格登録に際しては、表2に記載された要件を満足するものとする。

表2 CCMJ資格登録の要件

1)	CCMJ資格試験の有効な合格証を有すること
2)	日本CM協会の正会員(注1)であり有効な会員証を有すること
3)	資格登録時点で本会の会費を納入済みであること
4)	日本CM協会の誓約書(注2)を提出済みであること

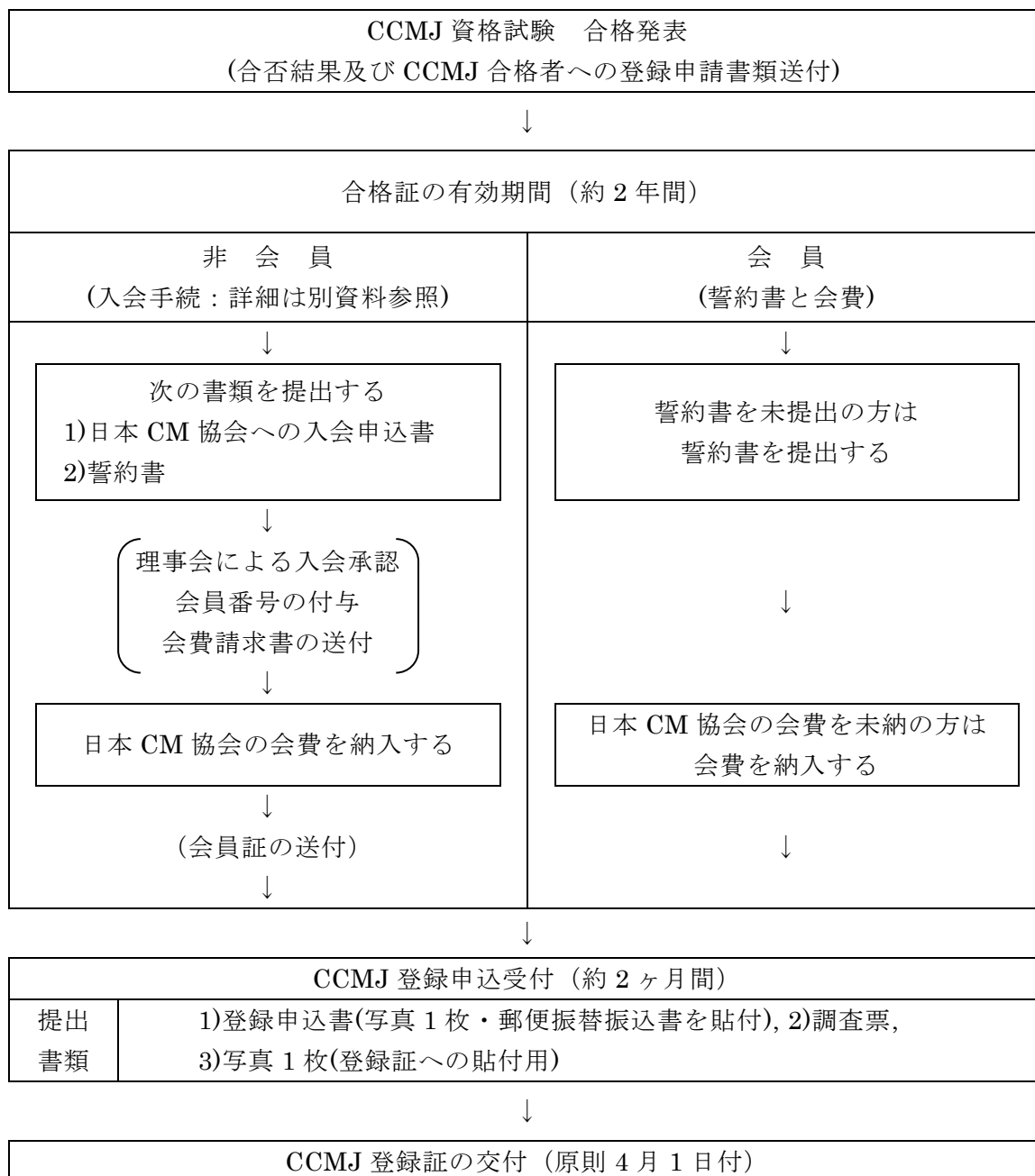
注1) 法人会員の場合は、指定代表者に限る。

注2) 日本CM協会が定めた倫理規程を遵守する旨を誓約した書類をいう。

提出書類に不備がなければ、登録申請者は日本CM協会のCCMJ資格者として認定され、日本CM協会の会長名で、CCMJ登録証が交付される。

CCMJ資格登録の流れを表3に示す。表3に記載された各期日は実施年度により個別に決定される。

表 3 資格登録の流れ



第 9 条 (登録証の有効期間)

指定手続き期間内に、初めて CCMJ 登録を行なう場合の登録証の有効期間は、登録した年の 4 月 1 日から 5 年後の 3 月 31 日までの 5 年間(注 1)とする。指定手続き期間を過ぎて 2 年間以内に CCMJ 登録を行なわなかった場合、CCMJ 合格者は CCMJ 登録証を申請することができなくなる。

(注1) CCMJ の試験に合格し、指定の登録申込期間（約 2 ヶ月間）内に CCMJ 資格登録手続きを行なった場合は、交付日（原則 4 月 1 日付）から 5 年間となる。指定の登録申込期間以内に登録手続きを行わず、CCMJ 合格証の有効期間（2 年間）以内に登録を行なった場合、登録証の有効期限日は変わらないので、初回登録時の実質的な有効期間は図 1 のように、正規の有効期間 5 年間から資格登録手続きに要した期間を差し引いた残りの期間となる。

但し、実質有効期間が 5 年間未満となった場合でも、登録更新に必要な CPD の累計ポイント数は 5 年間分（100 ポイント）とする。

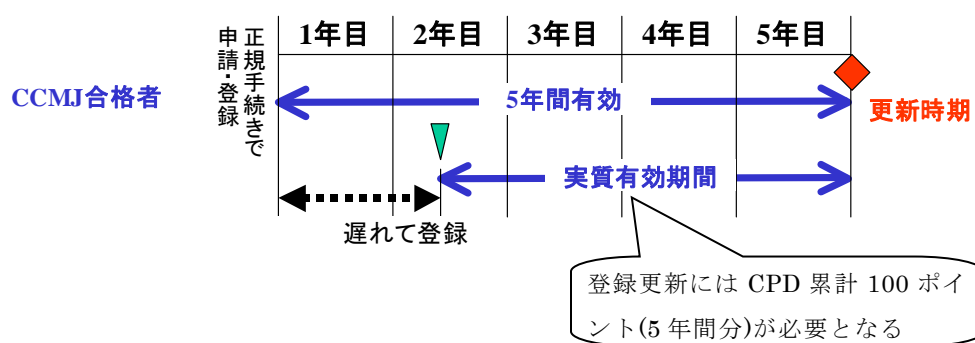


図 1 初回登録時の CCMJ 登録証の有効期間

第 5 章 認定コンストラクション・マネジャー資格登録更新制度

第 10 条（資格登録更新制度の目的）

CCMJ 資格者が認定コンストラクション・マネジャーとして相応しい知識、能力、経験を維持・向上させているかどうかを確認するために、CCMJ 資格者が認定コンストラクション・マネジャーとして相応しい知識、能力、経験を維持・向上させているかどうかを確認するために、CCMJ 資格登録更新制度を設ける。CCMJ 資格登録更新制度には、「CPD 研修」の更新方法があり、日本 CM 協会が定める基準に準拠して判定し、認定資格を更新する権利を与えることを目的とする。資格登録更新制度に基づき更新手続きを受けた CCMJ 資格者には、さらに 5 年間有効な資格登録証が交付される。

第 11 条（CPD 制度）

更新の要件としては、日本 CM 協会が行なう「継続能力開発制度」（以下「CPD 制度」という。）に基づくポイント（5 年間で累計 100 ポイント以上）を取得し、協会事務局へ資格更新を申請し、審査の結果取得ポイントが認められた場合において、登録証は更新可能となる。

CPD 制度は、表 4 に示す 4 つのプログラム「実務活動型」、「協会活動型」、「参加型」、「自己学習型」により構成される。

資格者は上記プログラムの内、2 つ以上（必須）の組み合わせにより、資格更新に必要な CPD ポイント数（5 年間で累計 100 ポイント以上）を取得するものとする。1 年間の取得ポイント数は 20 ポイント程度を目安としているが、年度毎の必須取得ポイント数ではない。

表 4 CPD 制度のプログラム

1) 実務活動型	(A) CM 業務のマネジメント実務経験 (B) CM 業務に関連する業務のマネジメント実務経験
2) 協会活動型	(A) 日本 CM 協会への自主的活動参加（専門的・主体的活動に限る） (B) 日本 CM 協会以外の専門団体等への自主的活動参加（専門的・自主的な参加に限る）
3) 参加型	(A) 日本 CM 協会の総会（支部主催も含む）への参加 (B) 日本 CM 協会主催の講習会、フォーラム、CM 選奨等への参加 (C) 日本 CM 協会主催の CM スクール、ガイドブック集中講座への参加 (D) 日本 CM 協会以外の専門団体等が主催する講習会等への参加
4) 自己学習型	(A) 日本 CM 協会の発刊する機関誌または CM に関連する雑誌・新聞等の記事への研究（情報の要約と見解） (B) CM に関するまたは関連する専門書等の理解（情報の要約と見解） (C) CM 業務に寄与する資格取得実績（資格更新は除く）

第 12 条（CPD 研修手帳と CPD 更新手続き）

CPD 制度による研修内容と履修ポイント取得状況を記録、管理するために、日本 CM 協会は CCMJ 資格者が資格を取得した初年度の 2 月に、資格者全員に「CPD 研修手帳」を送付する。CPD 研修手帳には、保管用ファイルと CPD 申請記入要領、記入用紙、申請用紙等が含まれる。研修手帳は初年度のみ発行し、以後生じる変更および追加情報については協会からのメール・ホームページを参照し、各自でアップデートするものとする。

CCMJ 資格者は、図 2 の手順に従い、CPD プログラムに基づく研修を行い、各自が行なった CPD 研修の内容とポイント数を随時研修手帳に記入し、年度毎の CPD 履修結果の申請（強制ではない）は、毎年 1 回定められた期間に日本 CM 協会へ行う。日本 CM 協会は毎年申請された履修ポイントの審査を行い、審査結果を資格者へ通知・返却する。登録証が有効な最終の年（5 年目）に、CCMJ 資格者は登録更新に必要な CPD 履修累計ポイ

ントの申請を行なう。日本 CM 協会は CCMJ 資格者から申請された履修累計ポイントを審査し、登録証更新の可否判断を行なう。登録証更新可能者に対しては、更新認定通知を行ない、更新済認定証を交付する。更新認定不可の場合は、審査結果と更新認定不可の理由を明記して、登録更新不可の資格者に対して通知する。

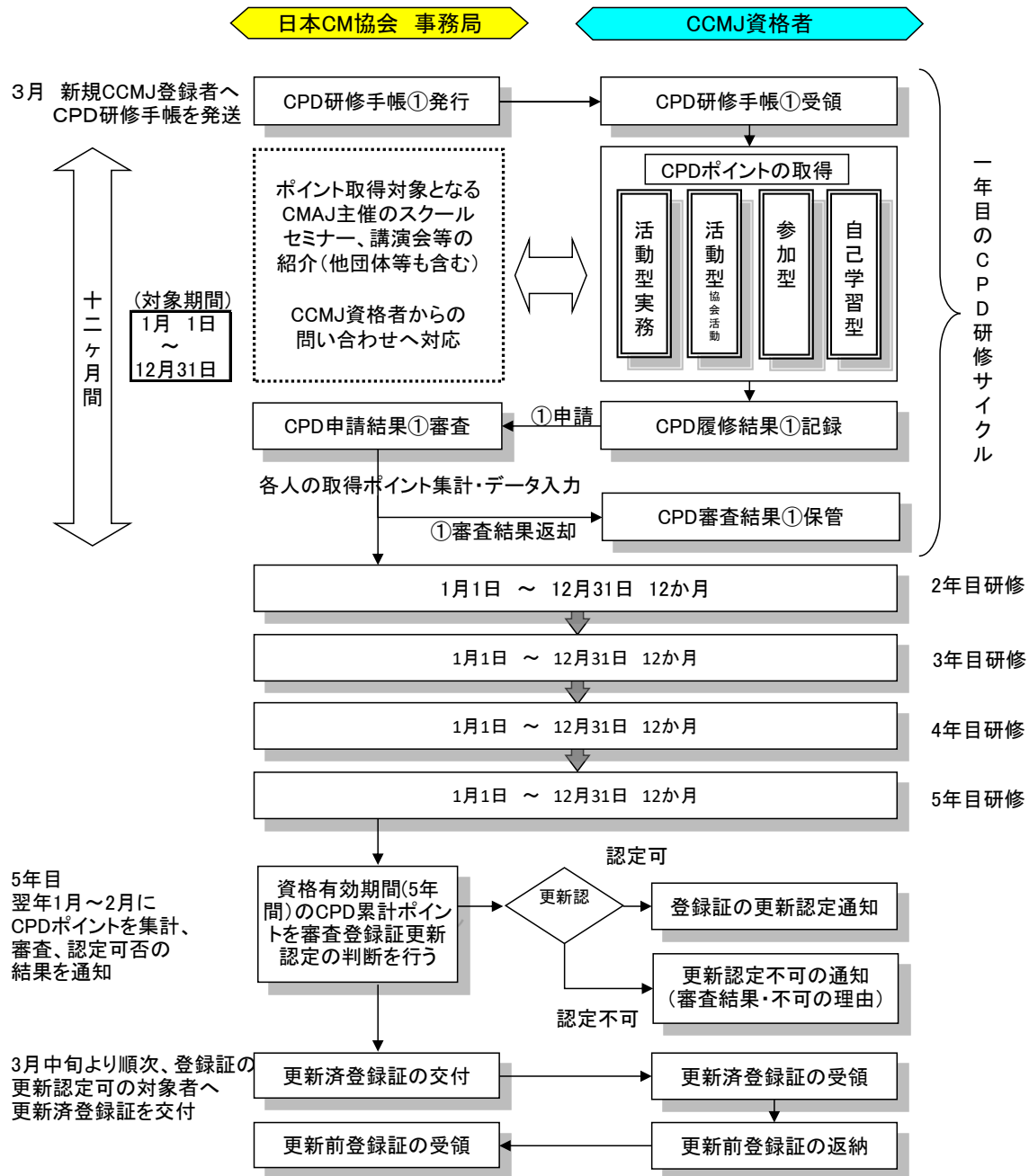


図2 CPD研修手帳によるCPDポイント管理およびCCMJ登録証の更新手続き

資格登録証の有効期間最終年におけるCPDポイント取得の申請と更新手続きは図3の

手順に従い、指定の期間・期日までに行なうものとする。

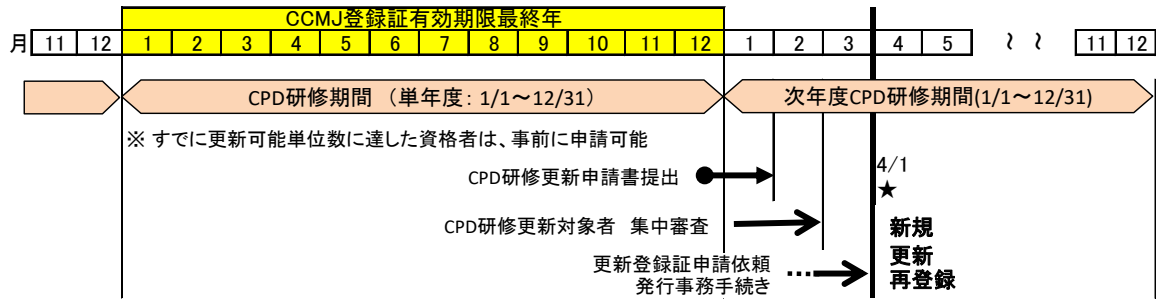


図3 CPD更新手続き 最終年のCPDポイント集計・審査・認定

第13条 (CPD 単位認定小委員会)

CPD 制度に基づく研修内容の単位算定に関する事項を検討、決定するために、日本CM協会は次のとおり、資格委員会内に「CPD 単位認定小委員会」を設置する。

- (1) 資格委員会内に CPD 単位認定小委員会を設置する。
- (2) CPD 単位認定小委員会の委員は、資格委員会が日本 CM 協会会員の中から選定する。委員数は 4 名程度とし、資格委員長が任命し、理事会へ報告する。
- (3) CPD 単位認定小委員会は、必要に応じて「CPD 申請記入要領」で定められた CPD の研修内容と単位数設定についての見直しを行い、要領の変更／追加を行なう。

具体的な業務内容例は以下のとおり：

- ・「CMAJ 機関誌」の CPD 単位対象記事の選定とポイント設定
- ・日本 CM 協会本部および支部が新たに主催する CM スクール、講習会、セミナー、パネルディスカッション等の CPD ポイント設定

第14条 (CPD 審査小委員会)

CPD 制度による研修内容と履修ポイント取得状況を審査、確認、記録、管理するために、日本 CM 協会は次のとおり、資格委員会内に「CPD 審査小委員会」を設置する。

- (1) 資格委員会内に CPD 審査小委員会を設置する。
- (2) CPD 審査小委員会の委員は、資格委員会が日本 CM 協会会員の中から選定する。委員数は 6 名程度とし、資格委員長が任命し、理事会へ報告する。CPD 審査小委員会の委員は CPD 単位認定小委員会の委員と兼務できるものとする。
- (3) CPD 審査小委員会の具体的業務は以下のとおり：
 - ① 毎年 1 回 CPD 研修手帳発行に関する内容確認と協会事務局への指示を行なう。
 - ② CCMJ 資格者等からの CPD 研修手帳に関する問い合わせに対応する。
 - ③ CCMJ 資格者から提出された CPD 申請用紙の記載内容に関する審査と取得ポイントを認定、確認する。
 - ④ CCMJ 資格者の年度毎の取得ポイント集計を確認し、審査結果の写しを協会事

務局へ渡し、協会のデータベースへ正確に記録されたかの確認を行なう。

- ⑤ 審査を完了した CPD 申請用紙を資格者へ郵送返却するために、協会事務局へ指示・確認する。資格者に返却された申請用紙は、本人が登録更新完了まで保管するものとする。
- ⑥ 資格登録更新前に 5 年間の CPD 累計ポイントを確認し、CCMJ 登録証の更新可能対象者を認定する。
- ⑦ CPD 研修手帳は必要に応じて逐次見直し、内容変更等を行なうものとする。
- ⑧ CPD 研修手帳は当面、紙情報により運営・管理するが、将来電子化する場合を考慮して「CPD 管理システム」構築について検討する。

第 15 条（登録証の有効期間、事前申請、再申請）

資格更新期限を過ぎても更新手続きを行わない場合、新登録証を取得するまでの間、旧登録証は有効ではない。

ただし以下の場合について、指定期間より前に資格更新手続きの「事前申請」、または指定期間以降において「再申請」を行なうことができる。

【CCMJ 資格登録更新手続きの事前申請または延長が考慮されるケース】

- ① CCMJ 登録証の有効期間内において、指定の時期よりも前に資格登録更新を行なわなければならない事情が生じた場合、事前登録更新手続きを受けることができる。ただし、事前登録時点ではその分 CPD 研修期間が短くなるが、指定期間に相当するポイントを取得しておく必要がある。（4 年半で申請⇒5 年分を取得要）事前申請により資格登録更新が認められても、新たな登録証の有効期限は、指定の更新手続きに基づく有効期間と同一とする。
- ② 登録証の有効期間以内に CPD 研修で指定のポイント数を取得することができなかった場合、登録証は有効ではなくなるが、CPD 研修期間を最長 2 年間延長し、不足分のポイント数を取得して再申請することができる。その場合、有効期限を過ぎてから再申請して新登録証が交付されるまでの期間について、旧登録証は有効ではない。再申請により資格登録更新が認められても、新たな登録証の有効期限は、指定の更新手続きに基づく有効期間と同一とする。
- ③ その他やむをえない事情が生じて資格登録更新手続きが出来ない場合は、日本 CM 協会事務局宛に文書でその理由を申告し、事務局の判断を得るものとする。

第 16 条（登録証の再交付）

CCMJ 資格者は、次のいずれかに該当する場合において、CCMJ 登録証の再交付を申請することができる。この場合において、再交付を申請する者は再交付申請書（様式は別途定める。）を提出し、別に定める手数料を納入するものとする。

- (1) CCMJ 登録証の記載事項について変更があった場合
- (2) CCMJ 登録証を汚損した場合

(3) CCMJ 登録証を紛失した場合

再交付の申請があったときは、日本 CM 協会は遅滞なく CCMJ 登録証を再交付するものとする。CCMJ 登録証の再交付申請後または受領後に、CCMJ 資格者が紛失した登録証を発見した場合は、遅滞なく、日本 CM 協会に返納しなければならない。

第 17 条（登録証の返納）

CCMJ 資格者が CCMJ 登録証を抹消され場合においては、遅滞なく、その登録証を日本 CM 協会へ返納しなければならない。

CCMJ 資格者が更新手続きを行なった場合には、遅滞なく、更新前の CCMJ 登録証を日本 CM 協会へ返納しなければならない。

第 6 章 個人情報の保護

第 18 条（個人情報の保護）

日本 CM 協会では、CCMJ 資格制度に関する個人情報の取り扱いについて、個人情報に関する情報の適正な収集・利用・管理と保護に努めるものとする。

資格委員会と CPD 単位認定小委員会および CPD 審査小委員会の委員は、その職務の執行にあたって、厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

これらの職にあった者は、CCMJ 資格制度事務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

附 則

1. 実施日

この規程は、2007年9月14日の日本CM協会理事会にて議決、同日より実施する。

2. 変更日

この規定の変更は、日本CM協会理事会の議決により承認された翌月の1日から実施する。

3. SCCMJ

今後、CCMJ有資格者の中から、所定の実務経験を有し、実際にCM業務をなして、日本のCM普及に寄与した者への特別な認定資格（仮称SCCMJ：Special Certified Construction Manager of Japan）の設置を検討する。

4. 認定コンストラクション・マネジャー資格再登録に関する特例措置

（2017年6月1日改定）

これまでにCCMJ資格試験に合格して登録証を取得した者で、その後、継続して日本CM協会会員であり、資格更新期限を2年を超えて登録証の更新手続きを行っていない者を対象として、2017年度、2018年度に「特別講習会」を実施し、受講修了した者は新たにCCMJ登録証の交付を受けることができるものとする。なお、この特例措置の施行及び特別講習会の実施要領を含め施行後の取扱については、資格委員会が別に定め、これを運営する。

5. CPD研修期間の見直しに係る移行措置（2017年6月1日改定）

CPD研修期間を、12月1日から翌年の11月30日までから、1月1日から同じ年の12月31日までに変更する移行措置として2017年のCPD研修期間を、2016年12月1日から2017年12月31日までの13か月とする。

以 上